

よくあるお問い合わせと回答
 (「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針」について)

平成28年4月1日現在

連番	分類	質問	回答
1	指針	優先検討を求める通知(平成27年12月17日付府政経シ第886号総行地第154号)は地方公共団体に対する義務付けにあたるのでしょうか。	公共施設等の整備等に当たり、貴重な税金を効率的かつ効果的に使用することは、国のみならず地方公共団体等においても大きな課題となっていることから、公共施設等の整備等に当たっては、まずはPPP/PFI手法の導入が適切かどうかを優先的に検討するよう要請を行ったものです。
2	指針	優先的検討規程の策定が求められる地方公共団体は、人口20万人以上の地方公共団体でしょうか。それ以外の地方公共団体は優先的検討規程を策定することは求められないという理解でよろしいでしょうか。	人口20万人以上の地方公共団体以外の地方公共団体についても、1の回答に記載した重要性が変わることはありません。しかし、まずは人口規模が大きく、PPP/PFI手法の導入が期待できる事業がより多く考えられる地方公共団体に対して要請したところです。 したがって、指針の2に記載のとおり、人口20万人以上の地方公共団体以外の地方公共団体であっても同様の取組を行うことが望ましいものです。
3	指針	例えば、人口12万人のA市と人口15万人のB市が設立した一部事務組合や広域連合は「人口20万人以上の地方公共団体」に含まれるのでしょうか。	御指摘の一部事務組合や広域連合は、2の回答の「人口20万人以上の地方公共団体以外の地方公共団体」に含まれます。なお、「人口20万人以上の地方公共団体」は普通地方公共団体及び特別区の181団体を想定しています(平成27年1月1日住民基本台帳)。
4	指針	公共法人の定義を教えてください。	PFI法第2条第3項第3号に規定する公共法人です。具体的には、公共施設等の整備等を行う次に掲げる法人です。 ① 独立行政法人 ② 特殊法人 ③ 市街地再開発事業、土地区画整理事業その他の市街地開発事業を施行する組合 ④ 法人税法第2条第5号に掲げる公共法人(地方住宅供給公社、地方道路公社、地方独立行政法人等が含まれます。) なお、独立行政法人及び特殊法人は、下記総務省HPにおいて一覧となっておりますのでご参照ください。 http://www.soumu.go.jp/main_content/000408998.pdf http://www.soumu.go.jp/main_content/000411477.pdf

5	指針	例えば、人口20万人以上の地方公共団体以外の地方公共団体が所管する公社等は、対象とならないという理解で良いでしょうか。	所管元の地方公共団体と同列の取扱です。具体的には、人口20万人以上の地方公共団体が所管する公共法人は優先的検討規程の策定が求められる、これ以外の地方公共団体が所管する公共法人は同様の取組を行うことが望ましいと考えます。
6	指針	所管公共法人が貸しビルに入居して執務を行っており、当該貸しビルの専用部分の維持管理しか行っていないところですが、このような公共法人においても、優先的検討規程を策定する必要があるのでしょうか。	次に掲げる事項のいずれにも該当する公共法人に対しては、要請をしないこととすることが可能です。 ① 現に行っている事業(執務室の維持管理等)が、本指針の対象事業基準のうち、事業費基準(指針3二イの事業費基準をいう。)を満たさないことが明らかであること ② 今後、新たに公共施設等の整備等(新たな事務庁舎の建設等)を行う予定がないこと ただし、そのような公共法人であっても、今後、①又は②の要件に合致することとなる場合も考えられるため、本指針が策定された旨の情報提供は行っていただきますようよろしくお願いいたします。
7	指針	本指針の対象施設を教えてください。	PFI法第2条第1項に規定する公共施設等です。例えば、空港、上下水道等の利用料金が発生する施設や庁舎、宿舎、公営住宅、学校等を含みます。
8	指針	PPPにはどのような手法が含まれるでしょうか。	PFIのほか、包括的民間委託、指定管理者制度、公的不動産の利活用、DBO等が含まれます。
9	優先的検討規程	優先的検討規程において、本指針における対象事業の事業費基準を変えることは可能でしょうか。	指針の3二ロに示しているとおり、事業の特殊性によって当該事業費基準を上下することが可能です。
10	優先的検討規程	既に類似の制度を有している地方公共団体においては、本指針に基づき、新たに優先的検討規程を策定する必要があるのでしょうか。	本指針の趣旨を踏まえた制度を既に有している地方公共団体は、新たに優先的検討規程を策定する必要はございません。具体的には、 ① 明確に定めた対象事業について優先的検討を行うこと ② 客観的な基準によりPPP/PFI手法導入の適否を評価すること ③ 評価の結果、PPP/PFI手法導入に適しないとした場合は、その評価内容を公表すること 等を含む制度を有している場合には、本指針の趣旨を踏まえたものと考えることができます。

11	優先的検討規程	優先的検討規程は地方公共団体毎に1本策定すれば足りるのでしょうか。それとも事業所管部局毎に策定する必要があるのでしょうか。	いずれでも構いません。
12	手引き	指針の運用に際して参考となる手引きを作成するとのことですが、いつごろに作成される予定でしょうか。	平成28年度中を目途に、優先的検討規程運用の参考となる手引きを作成する予定です。
13	手引き	優先的検討規程のひな形を作成する予定はあるでしょうか。	下記内閣府HPにおいて公表しております。 http://www8.cao.go.jp/pfi/yuusenkentou/shishin.html
14	ガイドライン	各省各庁から示されるガイドラインとは、どのような内容が盛り込まれる予定でしょうか。	各省各庁が所管する公共施設整備事業特有の対象事業の考え方等、優先的検討規程策定の参考となる事項がガイドラインに記載されると想定しています。
15	フォローアップ	優先的検討規程の策定状況は国のフォローアップの対象となりますか。	毎年度、優先的検討規程の策定状況、PPP/PFI手法の導入状況等についてフォローアップを実施し、地方公共団体等の皆様の参考のために、その結果を公表する予定です。
16	その他	内閣府から各省各庁へ発出した要請通知の内容を教えてください。	下記内閣府HPにおいて公表しております。 http://www8.cao.go.jp/pfi/yuusenkentou/shishin.html